

用語解説

<p>え 援農ボランティア P18,20,25,29,32, 34,45</p>	<p>本市では、公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施する「援農ボランティア養成講座(東京の青空塾)」を受講し、市内の農業者から実技指導を受けた市民を、援農ボランティアとして認定している。</p> <p>援農ボランティアは、農作業体験や農業者との交流等を通じて、都市農業の意義や役割について理解を深めると同時に、農業者とともに安全で新鮮・良質な農産物等の生産の一翼を担う。</p>
<p>け 経営耕地 P14,33</p>	<p>農業者が経営する耕地(田、畑、樹園地の計)の面積をいう。具体的には、農業者が所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたものに、借りている耕地を加えたもの。</p>
<p>さ 災害時協力農地 P15,26,31,41,42</p>	<p>市内において大規模な災害が発生した際に、農産物の供給や緊急避難場所としての防災機能等を保全するため、本市と協定を締結した生産緑地等の農地のこと。災害発生時には、延焼遮断帯としての機能も有する。</p>
<p>産学公連携 P26,32,46,48</p>	<p>大学や研究機関と、市内事業者及び行政が共同又は連携し、各種事業を行う取組み。</p>
<p>し 指導農業士制度 P25,43</p>	<p>優れた農業経営を行いつつ、新規就農者等の育成に指導的役割を果たしている農業者が、都知事から指導農業士として認定を受ける制度のこと。指導農業士は、地域農業の振興に関する活動を行う。</p>
<p>市民農園 P14,21,23,26,28,29, 31,32,40,42,47,48</p>	<p>本市が借用し運営を行う農地、又は農地を所有する農業者自身が運営を行う農地、法人が貸借により運営する農地にて、市民が自らの作付け等により、農業体験を行う場所のこと。</p>
<p>食料自給率 P3,27</p>	<p>国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標のこと。</p> <p>①食料の重さそのものを用いて計算する「重量ベース自給率」、②食料に含まれるカロリーを用いて計算する「カロリーベース総合食料自給率」、③価格を用いて計算する「生産額ベース総合食料自給率」の3種類の計算方法がある。</p>
<p>せ 生産緑地 P14,15,25,28,31,33, 40,42</p>	<p>市街化区域内の農地で、次に該当する区域について、市が都市計画において定めたもの。</p> <p>①良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの、②300m²以上の面積を有しているもの、③農林業の継続が可能な条件をそなえているもの</p> <p>なお、生産緑地について使用又は収益を有する権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。</p>

<p>ち 地産地消 P4,23,24,28,31,37, 39,49</p>	<p>地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、生産者と消費者を結び付け「顔が見え、話ができる」関係づくりを行う取組みのこと。食料自給力・自給率の向上や、地域農業の活性化につながるだけでなく、農産物の輸送に伴うCO₂排出量の削減が期待される。</p>
<p>と 東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画 P12</p>	<p>令和5年3月、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」第16条第1項に基づき、東京都と西東京市を含めた都内45区市町村は、共同で「東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を作成し、「東京都環境保全型農業推進基本方針」及び「東京都有機農業推進計画」を位置づけた。</p>
<p>東京農業振興プラン P2,4,12</p>	<p>令和4(2022)年11月の東京都農林・漁業振興対策審議会の答申「都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開」を踏まえて、都が目指す農業振興の方向性と今後の施策展開を示したもの。現行計画は令和5(2023)年度から令和14(2032)年度まで。</p>
<p>に 認定農業者 P2,19,20,24,25,29, 30,32,33,34,36,44, 45</p>	<p>農業経営基盤強化促進法に基づき、「効率的かつ安定的な農業経営」(他産業並みの労働時間により、他産業並みの所得を得られる農業経営)となることを目標とした農業経営改善計画を作成し、市から当該計画を認定された農業者のこと。</p>
<p>の 農家(農林業センサス) P17,33</p>	<p>経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。</p>
<p>農商工連携 P26,32,46,48</p>	<p>地域の特色ある農産物、美しい景観等、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を有効に活用するため、農業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大等に取り組むこと。</p>
<p>農業経営基盤強化促進法 P2,36</p>	<p>効率的で安定的な農業経営の育成を図るために、経営の改善に取り組む農業者に対して、①農地利用の集積、②経営管理の合理化、③農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。</p>
<p>農業経営体(農林業センサス) P6,14,17</p>	<p>経営耕地面積が30a以上あるいは、例えば露地野菜、施設野菜、果樹等の作物を一定規模以上耕作・栽培する農業経営等。</p>
<p>農業所得 P1,6,19,20,34,35,36</p>	<p>農業経営によって得られた収入から必要経費(家族労働費を除く。)を除いたもの。</p>
<p>農業体験農園 P21,23,26,28,29,31, 32,35,40,42,47,48</p>	<p>農業者自らが開設し、市民が利用する農園で、利用者が農園主のきめ細かい指導とサポートのもとで、農業体験を行う場所のこと。</p>
<p>は 販売農家 (農林業センサス) P6,14,17</p>	<p>経営耕地面積30a以上、または調査期日前1年間における農産物販売金額50万円以上あった農家。販売農家以外の農家を自給的農家という。</p>